広報
2007
平成19年
2月号
しらこ
No.423

町の人口
人　口　13,245人（−19）
男　6,536人（−7）
女　6,709人（−12）
世帯数　4,696世帯（−11）
2007.1.1現在（　）内は前月比

編集・発行
白子町役場総務課
☎0475-33-2111
〒299-4292
千葉県長生郡白子町関5074-2

今日の気持ちを忘れないで

今年、白子町で成人を迎えたのは１５６名。

１月７日(日)、青少年センターで成人式が行われ、成人代表のスピーチでは、今まで温かく見守ってくれた親や地域への感謝の気持ち、これからの決意など、６名がそれぞれの二十歳の思いを述べました。

また、今年は式典終了後に、中学校時代に合唱コンクールで歌った曲「時の旅人」をみんなで合唱しました。時が経っても変わらない絆に涙を流しながら歌う姿に、来賓や出席者から大きな拍手が送られました。

もくじ　主な内容

○平成１７年度決算……2
○役場職員の給与等公表……4
○確定申告の受付が始まります……8
○国保・年金・介護……11
○九十九里浜の詩……15
○お知らせ……18
○くらしのこよみ・休日当番医……20

平成17年度決算

一　般　会　計

歳入総額　38億6719万1千円

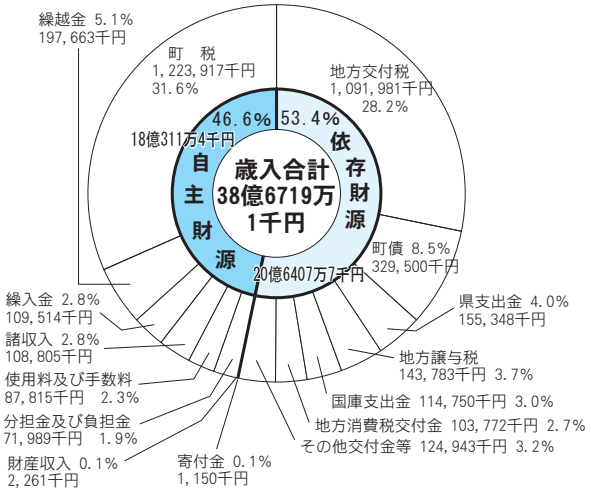

歳入　約３億円の減収

歳入は、地方譲与税や地方交付税が前年度より増えましたが、全体では２億9956万円、7.2%減少しました。

自主財源（町が自主的に収入できるお金）は18億311万4千円で全体の46.6%、前年度に比べ0.9ポイント増えていますが、約１億円減少となっています。一方、依存財源（国や県などからの交付に依存しているお金)は20億6407万7千円で、全体の53.4%で、約２億円減少しました。

歳出総額　36億6329万円

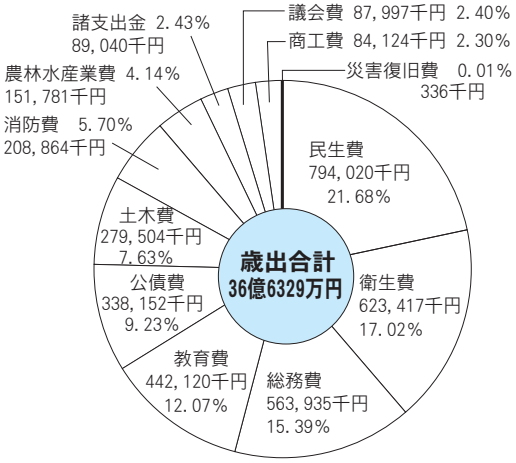

歳出　機構改革で人件費を削減

歳出は前年度に比べて３億579万8千円、7.7%減少しました。

目的別構成比のトップ３は、民生費、衛生費、総務費の順で前年度と同じでした。農林水産業費、土木費は、機構改革による人件費削減、事業の終了・見直しによる経費削減により減額となっています。一方で、教育費は小学校施設整備事業、全国高校総体開催事業により前年度に比べ4114万2千円、10.3%増となりました。

特　別　会　計

◆ 国民健康保険事業 ◆

歳　入　総　額	１４億２２５９万７千円
歳　出　総　額	１４億６４４６万６千円
歳入歳出差引額	△４１８６万９千円

◆ 老人保健事業 ◆

歳　入　総　額	１３億３４６６万５千円
歳　出　総　額	１３億１３３１万９千円
歳入歳出差引額	２１３４万６千円

◆ 介護保険事業 ◆

歳　入　総　額	７億４６０７万３千円
歳　出　総　額	７億６０４万７千円
歳入歳出差引額	４００２万６千円

◆ 休 養 施 設 事 業 ◆

歳　入　総　額	１億１２３８万８千円
歳　出　総　額	１億９９２万円
歳入歳出差引額	２４６万８千円

◆ アクア健康センター事業 ◆

歳　入　総　額	７８６４万５千円
歳　出　総　額	７７５７万４千円
歳入歳出差引額	１０７万１千円

◆ ガ　ス　事　業 ◆

収　　益	３億１３４４万７千円
費　　用	２億７９７４万２千円
純　　益	３３７０万５千円

皆さんの納めた町税と使ったお金

平成17年度末(H18. 3. 31)人口13, 306人で割った数字です。

１人当りの納めた町税 約９１，９８２円		１人当りの使ったお金 約２７５，３１１円	
○町民税	32, 710円	○民生費	59, 674円
○固定資産税	50, 928円	○衛生費	46, 852円
○町たばこ税	4, 407円	○総務費	42, 382円
○入湯税	2, 026円	○教育費	33, 227円
○軽自動車税	1, 592円	○土木費	21, 006円
○その他	319円	○その他	72, 170円

町税の内訳

（単位：千円）

区分		16年度決算額	17年度決算額
町民税	個人分	362,630	**376,637**
	法人分	63,311	**58,607**
固定資産税		686,664	**677,648**
軽自動車税		20,980	**21,183**
町たばこ税		58,047	**58,639**
鉱産税		4,181	**4,242**
入湯税		26,666	**26,961**
合計		1,222,479	**1,223,917**

町の財産

土地	１８９,１７８㎡
建物	３４,８２９㎡
出資金・出損金	５億３１７５万６千円
基金	９億２０８２万６千円
車両	３３台

町の借金

（単位：千円）

区分	金額	摘要（主なもの）
総務費	111, 071	防災無線整備事業費など
民生費	45, 755	保育所建設費など
衛生費	894, 171	コミュニティプラント整備事業など
農業費	63, 382	県営湛水防除事業など
商工費	12, 600	中里海岸トイレ整備事業費
土木費	398, 580	道路工事費など
教育費	217, 608	小中学校工事費など
その他	1, 469, 628	臨時財政対策債など
計	3, 212, 795	

主要事業

（単位：千円）

No.1 民生費 (7億9402万円)

支援費事業	78, 202
重度心身障害者(児)医療給付事業	29, 194

No.2 衛生費 (6億2341万7千円)

保健事業	28, 714
予防接種事業	10, 194
乳幼児健康支援一時預り事業	6, 666
小型合併浄化槽設置事業	8, 472
コミュニティ･プラント維持管理事業（新規加入分）	13, 017

No.3 総務費 (5億6393万5千円)

地区集会施設整備事業	12, 545

No.4 教育費 (4億4212万円)

全国高校総体事業	28, 225
全国小学生ソフトテニス大会事業	10, 100
小学校施設整備事業	44, 425

No.5 公債費 (3億3815万2千円)

No.6 土木費 (2億7950万4千円)

町道1041号線道路改良事業	24, 309
町道101号線道路改良事業	34, 550
町道101号線橋梁整備事業	46, 473

No.7 消防費 (2億886万4千円)

No.8 農林水産業費 (1億5178万1千円)

土地改良区維持管理事業	14, 577
土地改良施設維持管理適正化事業	19, 698
県営湛水防除事業	10, 447

No.9 諸支出金 (8904万円)

No.10 議会費 (8799万7千円)

No.11 商工費 (8412万4千円)

観光振興事業	14, 400
集団施設管理事業	8, 242
海水浴場安全対策事業	15, 090

No.12 災害復旧費 (33万6千円)

町職員の給与・人事行政運営状況

―平成18年4月1日現在―

◎職員の任免及び職員数に関する状況

職員の採用状況(17年度)　（単位：人）

区　分	試　験	選　考	合　計
一般行政職			0
事務職			0
技術職			0
技能労務職			0

再任用職員の採用状況(17年度)　（単位：人）

区　分	常時勤務	短時間勤務	合　計
一般行政職			0
事務職			0
技術職			0
技能労務職			0

※1　地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の6第1項若しくは第２項の規定に基づいて、任命権者が再任用した職員数の状況です。
2　再任用の期間を更新した場合は、その都度計上しています。

退職の状況(17年度)　（単位：人）

区　分	定年退職	勧奨退職	その他						合　計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失　職	死亡退職	任期満了	
一般行政職	1	1	2				1		5
技能労務職	1	1	2						4

※表中に掲げる用語の意義は、次のとおりです。
(1)定年退職　地方公務員法第28条の２第１項の規定による退職及び同法第28条の３第１項の規定による勤務延長後の退職
(2)勧奨退職　任免権者が行う退職勧奨に応じた退職
(3)普通退職　自己都合による退職
(4)分限免職　地方公務員法第28条第１項の規定による免職
(5)懲戒免職　地方公務員法第29条の規定による免職
(6)失　　職　地方公務員法第28条第４項の規定による失職
(7)任期満了　定められた任期が満了したことによる退職

職員数の状況　（各年４月１日現在　単位：人）

部　門		１７年度	１８年度	増減	主な増減理由
一般行政部門	議　会	2	2		
	総務企画	２５	２２	△３	事務の統廃合縮小（総務課・企画課の合併による）
	税　務	１０	１１	１	業務増（徴収スタッフ充実）
	民　生	３８	３７	△１	事務の統廃合縮小（欠員の不補充）
	衛　生	１４	１４		
	労　働				
	農林水産	１１	１１		
	商　工	7	6	△１	事務の統廃合縮小（欠員の不補充）
	土　木	１１	１０	△１	事務の統廃合縮小（欠員の不補充）
	小　計	１１８	１１３	△５	
特別行政部門	教　育	２５	２３	△２	事務の統廃合縮小（高校総体準備室解散による）
	消　防				
	小　計	２５	２３	△２	
公営企業等会計部門	病　院				
	水　道				
	下水道				
	その他	２６	２４	△２	事務の統廃合縮小（欠員の不補充）
	小　計	２６	２４	△２	
合　計		１６９	１６０	△９	

※1　職員数は、一般職に属する職員数であり、身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。
2　表中部門の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。
(1) 一般行政部門　(2)及び(3)に掲げる職員以外の職員
(2) 特別行政部門　教育委員会の職員（教育長含む）
(3) 公営企業等会計部門　公営企業会計及び特別会計等に係る職員

◻職員の給与の状況

人件費の状況（17年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B／A)
13,306人	千円 3,707,236	千円 195,482	千円 1,116,794	30.1%

※「住民基本台帳人口」は、平成18年3月31日現在の人口。

給与費の状況（18年度普通会計予算）

職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B／A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
139人 ( )	千円 501,605	千円 40,676	千円 188,630	千円 730,911	千円 5,258

※1　表中「職員手当」には、退職手当を含まない。
　2　職員数欄（ ）の数値は、再任用短時間勤務職員で職員数の外書の数値。

平均給料月額及び平均年齢

（18年４月１日現在）

区分	白子町	
	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	299,154円	38歳9月
技能労務職	300,088円	52歳9月

職員の初任給

（18年４月１日現在）

区分		白子町		国	
		決定初任給	採用２年経過日の給料月額	決定初任給	採用２年経過日の給料月額
一般行政職	大学卒	170,200円	183,800円	170,200円	183,800円
	高校卒	142,800円	153,800円	138,400円	148,000円

経験年数別・学歴別平均給料月額

（18年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	242,600円	282,400円	342,100円
	高校卒	221,100円	252,900円	295,500円

※「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。
　なお、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は採用後の年数をいう。

一般行政職の級別職員数

（18年４月１日現在）

区分		１級	２級	３級	３級	４級	５級	６級	７級	計
標準的な職務内容		主事補・技師補	主事・技師	主任主事	副主査	係長	主査	課長補佐	課長・主幹	
職員数(人)		19 ( )	31 ( )	31 ( )	25 ( )	12 ( )	7 ( )	12 ( )	17 ( )	154 ( )
構成比(%)		12.3 ( )	20.1 ( )	20.1 ( )	16.2 ( )	7.6 ( )	4.4 ( )	7.6 ( )	10.8 ( )	100 ( )
参考	１年前の構成比(%)	17.3 ( )	21.4 ( )	16.7 ( )	15.5 ( )	7.1 ( )	4.8 ( )	6.5 ( )	10.7 ( )	100 ( )
	５年前の構成比(%)	12.7 ( )	23.5 ( )	15.7 ( )	3.9 ( )	16.7 ( )	5.9 ( )	5.9 ( )	15.7 ( )	100 ( )

※1　白子町一般職の職員の給与等に関する条例(昭和30年条例第７号)に基づく給料表の職務の級区分に応じた職員数。
　2　「標準的な職務内容」とは、それぞれの職務の級に該当する代表的な職。
　3　括弧書の数値は、再任用短時間勤務職員の人数であり、職員数の外書きの数値。

昇給期間短縮の状況

区分	１６年度			１７年度		
	職員数(A)	昇給短縮職員数(B)	比率(B／A)	職員数(A)	昇給短縮職員数(B)	比率(B／A)
合計	171人	0人	0%	169人	0人	0%
一般行政職	144人	0人	0%	143人	0人	0%
技能労務職	27人	0人	0%	26人	0人	0%

期末・勤勉手当及び退職手当の状況

（18年度支給割合）

		白子町			国		
期末・勤勉手当	区分	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
	６月期	1.4月分 ( )	0.725月分 ( )	2.125月分 ( )	1.4月分 ( )	0.725月分 ( )	2.125月分 ( )
	12月期	1.6月分 ( )	0.725月分 ( )	2.325月分 ( )	1.6月分 ( )	0.725月分 ( )	2.325月分 ( )
	計	3.0月分 ( )	1.45月分 ( )	4.45月分 ( )	3.0月分 ( )	1.45月分 ( )	4.45月分 ( )
	役職段階別加算	職制上の段階、職務の級等による加算措置　有			職制上の段階、職務の級等による加算措置　有		

退職手当	区分		自己都合退職	勧奨・定年退職	自己都合退職	勧奨・定年退職
	支給率	勤続20年	21.0月分	27.3月分	21.0月分	27.3月分
		勤続25年	33.75月分	42.12月分	33.75月分	42.12月分
		勤続35年	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分
		最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置		定年前早期退職特例措置（2～20%）		定年前早期退職特例措置（2～20%）	
	1人当たり平均支給額		6,168千円	24,610千円		

※1　１８年度については、期末手当５%の減額措置を実施しています。
　2　退職手当1人当たり平均支給額は、１７年度に退職した職員に支給された平均支給額です。

職員手当の状況

区分		内　　容	手当額(月額)	国の制度との異同
主要3手当	扶養手当	配偶者 配偶者以外の扶養親族 ○１人目 配偶者が扶養親族の場合 配偶者が扶養親族でない場合 ○２人目 ○３人目から　１人 満１６歳の年度初めから満２２歳の 年度末までの子がいる場合の加算　１人	13,000円 6,000円 6,500円 6,000円 5,000円 5,000円	同じ
	住居手当	借家の場合　家賃に応じて支給 (家賃12,000円を超える場合に限る) 自宅の場合	限度額 27,000円 4,300円	異なる、 一部国の制度と同じ
	通手勤当	電車、バスを利用する場合 乗用車を利用する場合、使用距離に応じて支給	全額支給 2,000円～25,970円	異なる、 一部千葉県の制度と同じ

特殊勤務手当	区　　分	
	職員全体に占める手当支給職員の割合	１％
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	１２，０００円
	手当の種類	4
	代表的な手当の名称	技術職員手当、防疫手当、危険手当、行旅病人、死亡人取扱手当

時間外勤務手当				
１７年度支給総額	8,162千円	1人当たりの支給年額	48千円
１６年度支給総額	12,350千円	1人当たりの支給年額	105千円

※平成18年度、住居手当、通勤手当は３０％の減額措置を実施しています。

特別職の報酬等の状況　(18年４月１日現在)(18年度支給割合)

区　分	給与月額	期末手当の支給割合			
		6月	12月	計	加算措置
町　長	788,000円 (709,200円)	2.10月分	2.25月分	4.35月分	有 15%
助　役	639,000円 (575,100円)	2.10月分	2.25月分	4.35月分	有 15%
収入役	608,000円 (547,200円)	2.10月分	2.25月分	4.35月分	有 15%
教育長	577,000円 (519,300円)	2.10月分	2.25月分	4.35月分	有 15%
議　長	284,000円	2.10月分	2.25月分	4.35月分	有 15%
副議長	237,000円	2.10月分	2.25月分	4.35月分	有 15%
議　員	213,000円	2.10月分	2.25月分	4.35月分	有 15%

※１　報酬等の（　）内は、減額措置（30%）による減額後の額です。
　２　４役については、一般職と同様に期末手当５％の減額措置を実施しています。

◻職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の状況　（１８年４月１日現在）

１週間の勤務時間	勤務時間の割振り				
	始　業	終　業	休憩時間	休息時間	週休日
４０	8：30	17：15	12：00～12：45	10：00～10：15 15：00～15：15	２日

※１　「1週間の勤務時間」は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき条例で定められた職員の勤務時間。
　２　「勤務時間の割振り」は、月～金曜日の８時30分～17時15分の時間帯(それに準じた時間帯)に勤務時間が割振られている職員の勤務時間。

年次休暇の状況　（１７年４月１日～１８年３月３１日）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	１人当たり平均使用日数
2,901日	754.0日	73人	10.3日

※１　「全期間在職職員数」は、当該年度の４月１日～３月３１日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員及び派遣職員を除く。
　２　「総付与日数」は、当該年度の４月１日現在において全期間在職した職員に付与された日数(前年度からの繰越分を含む。)の合計です。
　３　「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計です。

◻職員の研修状況

（１７年度）

研修の名称	研修の内容	研修先	修了者数
新規採用職員研修	職員としての心構えや執務に必要な基礎的知識を習得させる。	長生郡市広域市町村圏組合	4
初級職員研修	初級職員としての知識、技能を修得し、職務に必要な判断力と表現力を養う。	〃	5
中級職員研修	中級職員としての行政視野を深め、行政環境に対応できる幅広いものの見方と自発的な能力向上意欲を養う。	〃	5
係長職員研修	職務執行にあたって期待される視野、識見管理能力を養う。	〃	4
課長補佐研修	課長補佐として必要な視野と見識を高め、管理能力の向上と職務執行者としての実践力の養成を図る。	千葉県自治専門校	5
契約事務研修	契約実務の基本的知識の修得と実務遂行能力の向上を図る。	〃	1
税務事務研修Ⅰ	税務に関する基本的知識について体系的修得を図る。(実務経験1年未満)	〃	1
税務事務研修Ⅱ	税務に関する基本的知識について体系的修得を図る。(実務経験概ね３年未満)	〃	3
市町村民税研修	市町村民税に関する基本的知識について体系的修得を図る。	〃	1
徴税事務研修	徴収事務に関する基本的知識について体系的修得を図る。	〃	3
商工観光研修	商工観光行政の動向について見識を高め、職務遂行能力の向上を図る。	〃	1
農政研修	農政についての理解を深め職務遂行能力の向上を図る。	〃	1
法制実務研修	条例・規則の制定や改廃についての基礎知識や技法の修得を図る。	〃	1
情報処理研修	データベースソフトアクセスの基礎的な操作方法を修得し、自治体業務に必要な能力の向上を図る。	〃	1

※地方公務員法第39条の規定に基づき、任命権者が行う研修の状況である。

◻職員の分限処分及び懲戒処分の状況

1　分限処分の状況（１７年度）　　該当する案件なし

2　懲戒処分の状況（１７年度）　　該当する案件なし

◻職員の服務の状況

営利企業の状況（17年度）　　該当する案件なし

◻職員の福祉及び利益の保護の状況

厚生制度の状況(１７年度)

区分	内　容	実施状況
保健に関すること	成人病予防検査（35歳以上）	54名受診
	疾病予防検査（35歳未満）及び40歳、45歳、50歳、55歳（節目の人を対象）	83名受診
	胸部エックス線検査	138名受診

※地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況。

◻公務災害補償の状況

公務災害(１７年度)

前年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末未処理件数
		公務上	公務外		
0	1	1	0	0	0

通勤災害(１７年度)

前年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
0	0	0	0	0	

※地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく職員の公務災害補償の状況((2)において同じ)。

◻千葉県市町村公平委員会の業務状況

勤務条件に関する措置の要求の状況

平成１７年度該当する案件なし。

◻不利益処分に関する不服申立ての状況

平成１７年度該当する案件なし。

〈住民税・所得税・消費税の申告受付が始まります〉

・・・混雑が予想されますので、申告はお早めに・・・

◎申　告　期　間 ／ ２月１６日(金)～３月１５日(木)（土・日曜日を除く）
◎申告受付時間 ／ 午前９時～午後４時まで
◎申　告　会　場 ／ 役場　第５会議室（３階）
◎申　告　日　程

月　日	曜日	対　象　地　区	月　日	曜日	対　象　地　区
２月１６日	金	**全　地　区**	３月　２日	金	白　潟　地　区
１９日	月	**全　地　区**	５日	月	**全　地　区**
２０日	火	関　地　区	６日	火	関　地　区
２１日	水	南白亀地区	７日	水	南白亀地区
２２日	木	白　潟　地　区	８日	木	白　潟　地　区
２３日	金	関　地　区	９日	金	関　地　区
２６日	月	南白亀地区	１２日	月	南白亀地区
２７日	火	白　潟　地　区	１３日	火	白　潟　地　区
２８日	水	関　地　区	１４日	水	**全　地　区**
３月　１日	木	南白亀地区	１５日	木	**全　地　区**

地区ごとに受付日を設定しておりますので、右の地区一覧を参照ください。	関　地　区	南白亀地区	白潟地区
	北高根、関、福島、南日当、北日当	浜宿、牛込、剃金、五井西	古所、五井東、八斗、驚、中里、幸治

【所得税の申告が必要な方】

1　平成１８年１月から１２月までに農業などの事業所得、不動産所得、配当所得、利子所得、一時所得などの所得があった方で、所得金額が所得控除の合計金額よりも多い方。
2　土地や建物、株式などを売って譲渡所得等のある方。
3　給与所得があり、次に該当する方。
　○平成１８年中の給与収入金額が2,000万円を超える場合。
　○給与などの支払いを2か所以上から受けている場合。
　○給与所得以外の所得が20万円を超えている場合。
4　給与所得者で次に該当する方。・・・確定申告により**納めた所得税が戻る場合もあります。**
　○平成18年中に退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方。
　○雑損控除、医療費控除、寄付金控除等を受ける方。
　○住宅借入金（取得）等特別控除を受ける方。
5　一定金額を超える公的年金・私的年金等を受けている方。
6　退職所得がある方で源泉された所得税が定率減税を受けていない方。(平成１８年分まで適用となります。)
7　税務署から確定申告書が送付された方。

【住民税（町・県民税）の申告が必要な方】

所得税の申告が不要な方でも、次に該当する場合は住民税の申告が必要です。

1　平成１９年1月1日現在、町内に住所があり、平成１８年中に所得のあった方。
2　給与所得者で次に該当する場合。
　○勤務先から給与支払報告書が提出されていない方。(すでに年末調整をされている場合は、源泉徴収票を税務課へ提出してください。)
　○給与所得以外の所得があった方。(20万円以下であっても住民税の申告は必要です)
3　年金収入のみの方で、所得税を源泉徴収されていない場合でも、配偶者控除、社会保険料控除、生命保険料控除などの所得控除を受けようとする方。
4　遺族年金や障害者年金などの収入がある方。(障害者自立支援法の施行に伴うため)
5　白子町外に居住する者の扶養になっている方。
6　前年中の所得がなかった方。**(国民健康保険税の軽減措置、国民年金保険料の免除・保育所入所・児童手当等の申請所得証明等の発行等のためには申告が必要です。)**
7　町から住民税の申告書等が送付された方。

【消費税の申告が必要な方】

1　平成１６年中の課税売上高が１,０００万円を超えている事業者の方。
2　税務署から消費税申告書が送付された方。
　○取引の内容を記載された帳簿や請求書等により消費税の計算を行いますので、確定申告と併せて消費税の申告もお願いします。
　○消費税の課税事業者になると、その年の所得税がゼロや赤字でも、消費税の確定申告が必要です。また、消費税の確定申告をすることで還付を受けられることもあります。(本則課税制度適用者のみ)
　○平成１８年分の消費税の申告・納付期限は平成１９年４月２日（月）です。

申告に必要なもの

1　印鑑（認印可　シャチハタは不可)
2　給与所得者及び年金所得者は源泉徴収票の原本（コピーは不可)
3　事業所得者は収支内訳書または収入金額及び必要経費を記録したもの
　※昨年申告をされた方は、昨年の収支計算書の控え。
　※農業所得を申告される方で、土地改良費については必ず領収書又は納付金額を記録したもの。
4　生命保険料や火災などの損害保険料の支払証明書
5　国民年金・農業者年金支払者は支払ったことが確認できる書類（国民年金保険料の証明書、領収書又は記帳されている通帳)
6　所得税が還付される方は、本人の通帳等（還付先口座の分かるもの)

〈その他〉

○医療費控除の申告をされる場合は、領収書、保険者及び保険金等で補填された金額等を、医療を受けた人、病院ごとなどに整理して申告をお願いします。
○住宅借入金等特別控除または雑損控除を受ける方で、必要な書類など詳細については、税務署または税務課までお問い合わせください。
○譲渡や株式所得、雑損控除等などで複雑な内容の方は税務署での申告をお願いします。
○茂原税務署では２月１６日以前でも給与所得者、年金受給者の還付申告の受付を行っております。
　なお、**確定申告期間中（２月１６日～３月１５日）は休日（土・日曜日）の業務は行いません。**

申告時の注意点

税制改正により次のとおり変更となっておりますので申告の際にはご注意ください。

Ⅰ　平成１８年分の所得税から適用される主なもの

１　定率減税の引き下げ

○平成１８年分の所得税については、定率減税の額が引き下げられ、定率控除額が定率控除前の所得税の１０％相当額（最高１２万５千円）とすることとされました。
（改正前：所得税額の２０％相当額（最高２５万円))
なお、平成１９年分の所得税からは、定率減税が廃止されます。

２　所得税に係る寄付金控除の改正

○寄付金控除について、適用下限が５千円（改正前：１万円）に引き下げられました。

Ⅱ　平成１９年分の所得税から適用される主なもの

１　地震保険料控除の創設及び損害保険料控除の廃止

①地震保険料控除の創設

損害保険料控除を改組し、地震保険契約に係る地震等損害部分の保険料等の全額の合計額（最高５万円）を所得控除する地震保険料控除が創設されました。

②損害保険料控除の廃止および経過措置

①に伴い、現行の火災保険、傷害保険等の損害保険料控除は、平成18年12月末で廃止となります。ただし、経過措置として平成18年12月31日以前始期の保険期間10年以上の満期返れい金がある保険契約（積立型保険契約、年金払積立傷害保険等）は、従前の損害保険料控除が適用されます。

問い合わせ　役場税務課☎３３－２１１１・茂原税務署☎２２－２１６６

つれづれの記

冬に咲いて　97

町長　林　和雄

今年の冬は暖冬といわれていますが、やはり冬は冬、寒い日が続いています。そんな冬の厳しい寒さに耐えながら、この時期に咲く花も結構多いものです。

我が家の庭にも、ロウバイと水仙が咲いていて、共に独特の甘い香りを漂わせています。

ロウバイは漢字で書くと「蝋梅」。「梅」という字がついているので梅の仲間と思われがちですが、大本はクスノキの仲間のようです。淡い黄色の透きとおるような花びらが蝋細工のようなので、この和名になったといわれます。

我が家のロウバイは、５、６年前に、妻の友人から苗を頂いて植えたものですが、今では人間の背丈をとっくに越えるほどに成長し、寒さに負けずに誇らしげに咲いています。

水仙は庭のあちこちに顔を出します。どこの庭でも良く見かける古くからのものは、品種は分かりませんが花は小さくても香りが良い日本古来の水仙のようです。

水仙はヒガンバナ科で、植えっ放しでも勝手に増え、土質もあまり選ばないようなので、最近、何種類か大輪の品種を植え、楽しんでいます。

室町時代以前に中国を経由して日本に入ったと言われるニホンズイセンと西洋スイセンの２つの系統がありますが、近年は品種改良が進み、ラッパ咲き、カップ咲き、八重咲きのものなど、園芸品種で１万品種以上あるそうです。また、花の色も白や黄が主ですが、副花冠と呼ばれる中心部が赤やピンクで可憐に咲く水仙も良く見かけるようになりました。

春の訪れを告げる水仙を、これからも珍しいものに出会ったら追々殖やしていきたいと思っています。

ほかにも、１年草のパンジーや葉ボタンも、ロウバイや水仙と異なる趣で冬枯れの味気なさを補ってくれているようで、ありがたい気持ちになります。

ところで、もともと日本の庭造りは家の中や廊下から眺めるような設計が基本でしたが、近年はガーデニングの欧風感覚の影響でしょうか。道路に面した場所や、外から見えるように花を植えて、通る人たちを楽しませてくれる家庭も多く見かけるようになり、喜ばしく嬉しい限りです。

もう春はそこまで来ています。

春を迎えたら、何か種まきでも植栽でもしてみませんか。

花は心を和ませてくれます。

みなさんの納める保険税が 国民健康保険を支えています

国民健康保険は、病気やけがに備えて被保険者のみなさんが保険税を出し合い、お医者さんにかかるときの医療費の補助などにあてる助け合いの制度です。

保険税は期限内に納めましょう。保険税を納めない人が増えると、保険財政の運営が困難になるだけでなく、きちんと納めているみなさんとの不公平が生じます。

そこで **被保険資格証明書** を発行することになりました。

◇被保険資格証明書とは

国民健康保険法に基づき、保険税を滞納している世帯主に国民健康保険被保険者証を返還してもらい、それに代わるものとして交付するもので、被保険者資格を有することを証する書類です。

◇被保険者証の返還を求める対象者は

国民健康保険法施行令に規定する特別な事情がないにもかかわらず、１年間保険税を滞納している世帯主で、納付相談等行わない方です。

◇被保険資格証明書になると

被保険者資格証明書で医療機関にかかると、医療費をいったん全額（10割）支払うこととなります。あとで特別療養費の支給により自己負担分以外の保険給付を受けることができます。

◇適用が除外される方もいます

被保険者資格証明書が交付された世帯でも、老人保健法の規定による医療または原子爆弾被爆者の医療等に関する法律による医療給付その他厚生労働省令で定める公費負担医療等を受けることができる方については、被保険者証を交付しますので申請してください。

保険税を滞納すると

特別な理由もなく保険税を滞納しているときには次のような措置がとられます。

①督促状などの送付
納期までに保険税が納付されないときは、督促状などを送ります。

↓

②短期被保険者証の交付
前年度分の未納の保険税がある人には、有効期限が２か月の短期被保険者証を交付します。

↓

③被保険者資格証明書の交付
短期被保険者証の交付を受けた後も、未納の保険税を納めず、納付相談もないときには、保険証の代わりに被保険者資格証明書を交付します。
被保険者資格証明書で医療機関にかかると、医療費はいったん全額自己負担となります。

↓

④給付の制限
保険給付（高額医療費、療養費、出産育児一時金、葬祭費など）の全部または一部を差し止めます。

↓

⑤滞納処分
法律に基づいた滞納処分として、預貯金などの財産を差し押さえることもあります。

年金

年金受給者の方へ

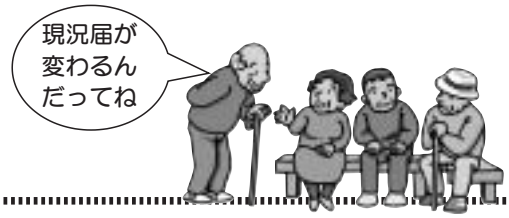

◆平成１８年分『源泉徴収票』が送付されます。

国民年金や厚生年金、共済組合などから支給される老齢給付は、税法上「雑所得」となり、所得税・住民税の課税対象となります。

社会保険庁から老齢給付を受けている皆さんには、平成１８年(１～12月)分の「公的年金等の源泉徴収票」が１月末までに送付されます。確定申告の際に必要となりますので大切に保管してください。

２月になっても届かないときや紛失したときは再交付できますので、下記までご連絡ください。

障害給付や遺族給付は非課税なので、源泉徴収票は送付されません。

◇連絡先　☎０５７０－０７－１１６５（ねんきんダイヤル）

◆現況確認の方法が変わりました。

昨年の１２月から、誕生月に行っていた受給者の現況（生存）確認を住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」といいます。）を活用して行うことになり、現況届の提出は原則として不要となりました。

◇現況届が不要な方と、引き続き提出していただく方がいます。

１．現況届が不要となる方 → 誕生月の前月末頃に現況届の提出が不要となる旨のお知らせが届きます。

２．引き続き現況届を提出していただく方

①社会保険庁が管理している受給者の基本情報（氏名、生年月日、性別、住所）が住基ネット（住民票）に保存されている基本情報と異なる場合。

「受給権者現況届（住民票コード申出書)」に住所・電話番号（連絡先）・氏名（自筆）及び住民票コードを記載し誕生月の月末までに提出して下さい。住民票コードを記載すると、翌年（次回）以降の現況届の提出が原則不要となります。住民票コードがわからない場合、「受給権者現況届（住民票コード申出書)」と本人確認のとれる身分証明書（免許証・年金証書等）を役場住民課までお持ち下さい。

住民票コードは重要な個人情報ですので、電話でのお問い合わせには回答できません。

②現況届以外の届出が引き続き必要な場合

ア．加給年金額、加算額、加給金が加算され、「生計維持確認届」の提出が必要な場合

イ．障害の程度の確認のための「診断書」の提出が必要な場合

確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告される方へ

昨年中に国民年金保険料を納付された方には、社会保険庁から『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』（ハガキ）が送付されますので、確定申告を行うまで大切に保管してください。

送付期間	
平成１８年　１　月　１　日～１０月　２　日までに納付された方	平成１８年１１月上旬
平成１８年１０月　３　日～１２月３１日までに昨年はじめて納付された方	平成１９年　２　月上旬

＜控除証明書に関する問い合わせ先＞

控除証明書専用ダイヤル　☎０５７０－００－９９１１（平成19年３月16日までの平日９時～17時）

千葉社会保険事務所　☎０４３－２４２－６３２７（平日８時30分～17時）

千葉社会保険事務所茂原分室（茂原市役所１階）　☎０４７５－２３－２５３０（平日８時30分～17時）

介護

要介護度区分が変わります

介護保険法改正により、介護予防にも力が入れられるようになりました。
状態を改善し悪化を防ぐ**新予防給付（介護予防サービス）**が新設されました。

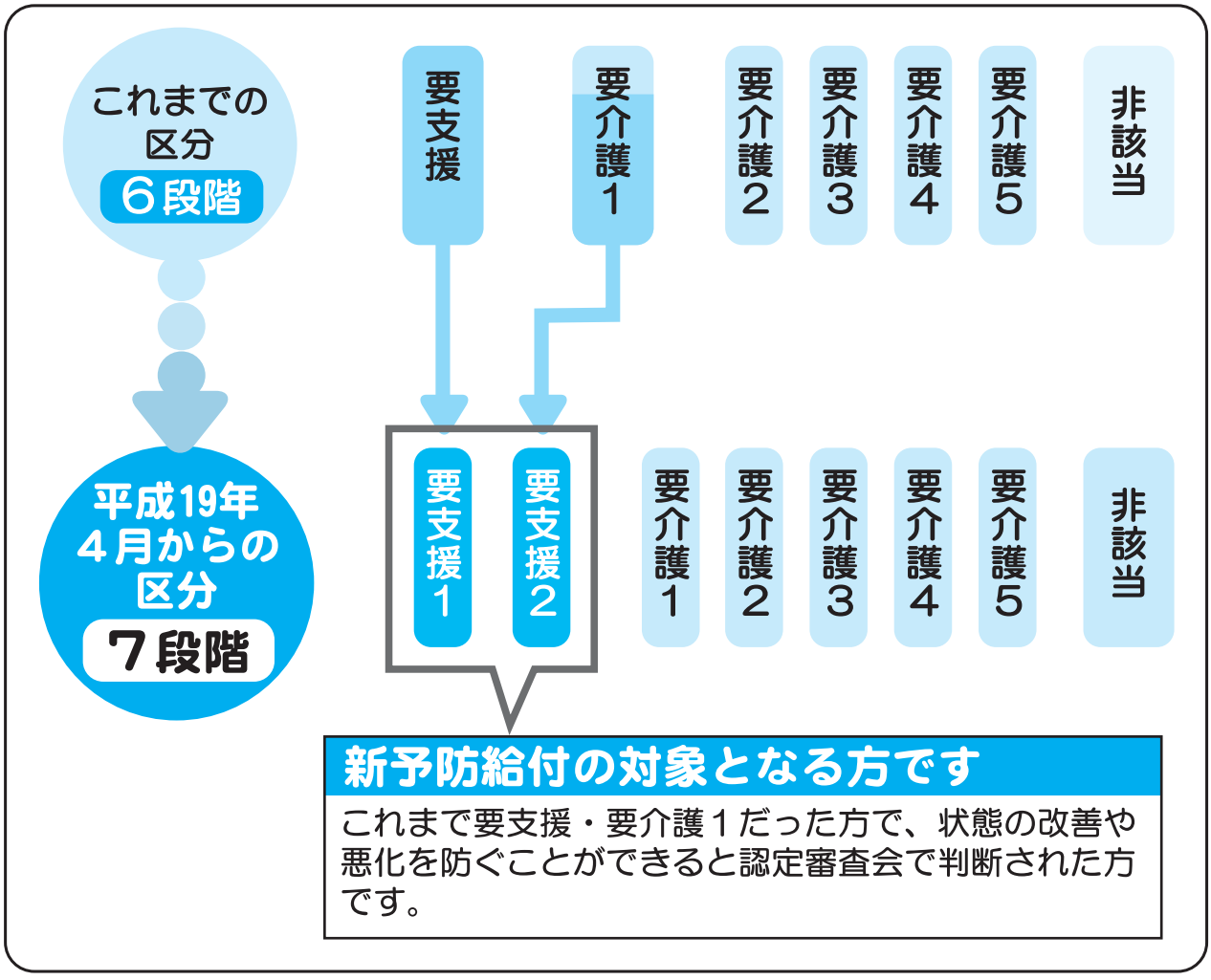

介護

Q 現在「要介護１」の認定を受けていますが、今後「要支援２（新予防給付）」と認定されたら家事援助サービス（ホームヘルプサービス）が利用できなくなるのですか？

A サービスが利用できなくなるわけではありません。

新予防給付では家事援助をすべてヘルパーにまかせるのではなく、利用者がヘルパーといっしょに家事を行うような自立を助けるサービスが用意されています。できることをなるべく自分で行うことで、心身の状態の悪化を防いだり改善することができるからです。

Q 介護予防をすると、どのような良いことがありますか？

A 介護予防によって、自立したその人らしい生活をめざすことができます。

できることまでヘルパーさんに頼っていたり、いつも安静にしているような生活を続けていると、使わないことで体がしだいに衰えてしまう可能性があります。

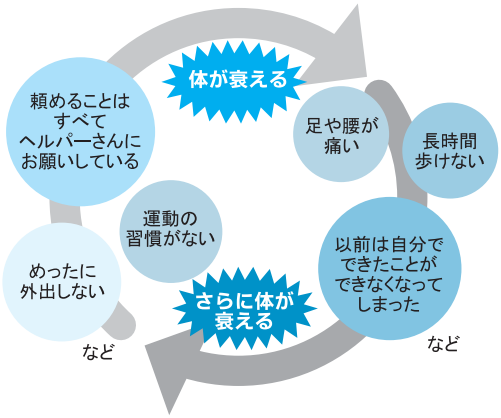

介護保険の介護予防では、自分でできることは自分で行い、介護予防サービスを利用して心身の機能向上を図ります。介護予防で介護を必要としない自立した生活をめざしましょう。

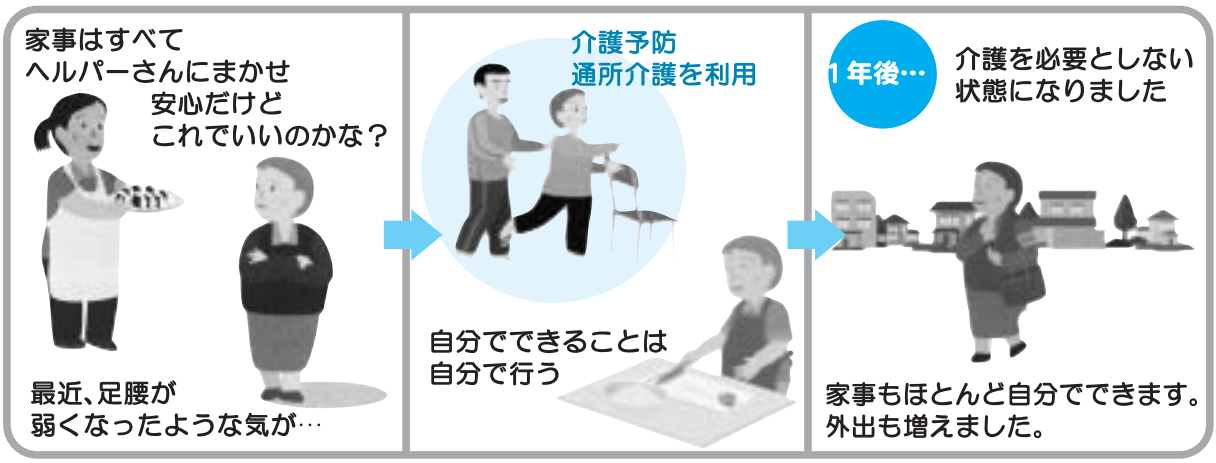

青少年センター図書室
☆新着図書のご案内☆

＜一般書＞
名もなき毒（宮部みゆき）
月下の恋人（浅田次郎）
いい会議○悪い会議×（樋口裕一）
壊れる日本人（柳田邦男）
調理以前の料理の常識
（渡邊香春子）
ほか

＜児童書＞
シャーロットのおくりもの
（E．Bホワイト）
ゲド戦記（徳間アニメ絵本）
バムとケロのおかいもの（島田ゆか）
そらまめくんのぼくのいちにち
（なかやみわ）
きっずジャポニカ（小学館）
ほか

※貸出カードを作ると１人５冊まで２週間図書を借りることができます。
※蔵書充実を図るため、ご家庭等で不要になった絵本や単行本（およそ出版後２年以内で状態の良いもの）の寄贈をお願いしています。（発行年の古いもの、傷みの激しいもの、マンガや雑誌などはご遠慮下さい。）

問い合わせ　青少年センター図書室（生涯学習課）☎33－2111（内422）

九十九里浜の詩

第九十回

原因・産官学研究・汀線の維持

侵食について地元の方のお話を伺う機会が増え、ホームページの読者からも侵食に関するメールが多くなりました。そこで経験したのは「侵食の原因」に関して、さまざまなご意見があることです。

私は「九十九里浜巡検」に参加して専門家に直接教えられた大きな原因の一つを分かりやすく書いているつもりですが、侵食が単純な問題でないことは、痛感しています。

平成十四年（二〇〇二）十一月八日、一宮・一松海岸の侵食現場を視察した堂本千葉県知事は「いくつもの原因が重なって起きている現象だ」と語りましたが、そう言われても、私たちしろうとは「ハイ、ソウデスカ」と納得できるものではありません。

今まで、個別の原因の解明、複雑に影響し合う原因の研究、侵食現場の詳細な調査が十分だったとは思えません。それなのに、離岸堤、緩（かん）傾斜護岸、ヘッドランドなど、その時代の先端的技術と称して、さまざまな侵食対策が行われてきました。侵食そのものにわからない部分が多いのに、どうして万全の効果が期待できるでしょうか？

広い砂浜が残されている

しかし、状況は変わりつつあるようです。昨年、静岡県浜松市、浜松ホトニクス㈱、豊橋技術科学大学などから成る産官学共同研究「遠州灘侵食の解明に取り組む産官学研究」が、文部科学省の科学技術振興調整費対象事業に採択されました。年間二億円の研究費が五年間支給されます。

原点に戻り、正確なデータを重視し、基本とする侵食対策時代の始まりと考えます。

平成十五年に策定された千葉県の『海岸保全基本計画・九十九里海岸における漂砂管理』の項で、白子海岸などは「漂砂移動の下手側に位置し、比較的に広い砂浜が残されている。…ただし、侵食が発生し災害の恐れが生じた際には、サンドリサイクル・サンドバイパス等による対策により、**汀線の維持を図る。**」とされています。今回の白子海岸の侵食に対しどのような調査が行われ、どのような汀線維持計画（侵食対策）が研究・検討されているか、地元に向けて逐次報告されるべきです。そんな仕組み・情報公開のルールづくりが最優先されてこそ地域住民の「安心」があると考えます。

（高橋昭彦）

『九十九里浜の詩』のＵＲＬは
http://www4.ocn.ne.jp/~eca33eca/

心のこもったおもてなしを

～ ちばDCが始まります ～

房総発見伝

ＤＣ（デスティネーション・キャンペーン）は国内最大級の観光キャンペーンです。

千葉県で初めてのデスティネーション・キャンペーンが始まります。白子町にも全国から大勢の観光客が訪れると予想されます。みんなで温かくお迎えしましょう。

◆期　間　２月１日～４月３０日

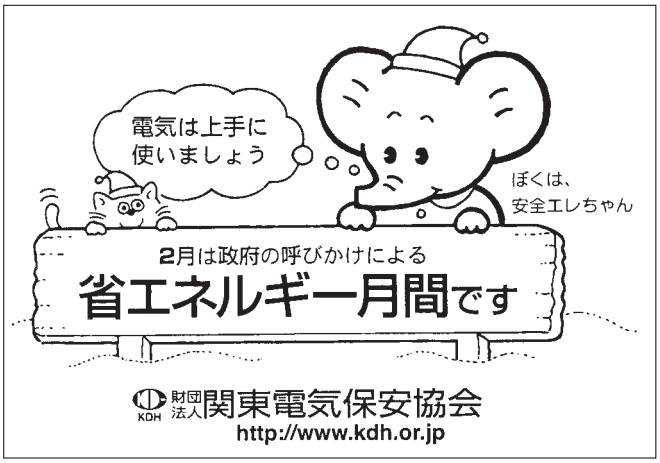

きれいな町を守りたい

鵜澤保房さん
産業廃棄物適正処理推進功労者に

鵜澤保房さん(北川岸)が、１月17日(水)に行われた千葉県廃棄物適正処理推進大会において産業廃棄物適正処理推進功労者として表彰されました。

鵜澤さんは平成10年10月に不法投棄監視員として町から委嘱され、地域の不法投棄防止に努められています。

「白子は観光の町だし、きれいな町を守りたい。保安林などゴミを捨てられやすい場所も近いので、気をつけて見ています。」と話してくれました。

クッキングしらこ

桜の葉で包めば桜餅に！

２月　薄皮椿もち（いちご入り）

●材料（４個分）

味付け餡		１２０ｇ
皮	白玉粉	１０ｇ
	牛乳	８０ｍｌ
	砂糖	大さじ１
	小麦粉	４０ｇ
	食紅	少々
	水	大さじ１
いちご		４個
椿の葉		４枚

●作り方

①	ボウルに白玉粉と水を入れてこねる。粒々がなくなったら、牛乳、水、小麦粉を加えて混ぜ、30分くらい寝かせ、食紅でピンク色に染める。
②	ホットプレートを140～160℃に熱して生地を楕円形に流し、表面が乾いたら裏返して焦げ目がつかないように焼く。
③	いちごはヘタを切り、４等分にしたあんでくるみ、②の皮に置き、包む。椿の葉をあしらう。

一般的に和菓子は洋菓子よりヘルシーと言われています。和菓子は、豆類や米、でんぷんや麦、寒天、砂糖など、植物性の材料が使われ、食物繊維や抗酸化作用のあるポリフェノールなどが含まれています。カロリーも、例えば、みたらし団子１本は、ごはん茶碗1/2杯、苺ショートケーキは、1.5杯分あります。

ヘルスサポーター講座

「私は食べすぎ？塩分摂りすぎ？」と思っていませんか。この機会に食生活を見直してみましょう。

と　き　２月20日(火) 9:30～15:00
ところ　健康管理センター
内　容
○講話「生活習慣病予防について」
○体脂肪測定、味噌汁の塩分測定 他
○調理実習
参加費　無料
エプロン、三角巾、筆記用具を持参
申込み・問い合わせ
保健福祉課保健係☎33-2111(内500)

まちの展覧会

shirako gallery

とね川

関小三年　岡澤紫織

形を整えるのが大変だったけれど、素敵な作品に仕上がりました。

房総の海

南白亀小六年　道脇悠太

紙を大きく使って、太くしっかりした字で書くことができました。

「つよいカマキリ」

白潟小１年　奥野夏海

元気一杯に広げた羽根の細かい模様も頑張って描けました。草むらの中で楽しそうですね。

しらこ俳句会

一句の周辺

金井道子

猪の跳び出しそうな賀状来る

その地方独特のお節料理で祝ったあと、一枚一枚思いをこめて読む賀状は元日の楽しみの一つであるが、今年は亥年、賀状から飛び出しそうな十二支が猪であるから臨場感がある。

片岡昭男

お互いの老いには触れず雑煮餅

正月の雑煮餅を食べる度に齢を加えてゆく事は世の常であるが、一定の年齢を過ぎれば感慨も違ってくる。一句には夫婦間の微妙な思い遣いが込められている。

秋葉晴耕

生きている証とありし年賀状　**緑川美代子**

捜し買ふ年齢(よわい)いたわる七草菜　**佐藤信夫**

参道に寒波を寄せぬ杉大樹　**木村香月**

琴の音の一筋流る飾海老　**木村香月**

普羅眠る白子郡の寺の春　**今井春夫**

病い良し心おきなく屠蘇(とそ)を酌む　**今井春夫**

赤々と沈む夕陽の大晦日　**大橋収司**

藁帽子蕾のひらく寒壮丹　**大橋収司**

凪ぐ海を見下ろす句座や淑気みつ　**鵜澤洋州**

初日の出寄進瓦の光る城　**鵜澤洋州**

農の意志固く受継ぎ鳥総松(とぶさまつ)　**鵜澤洋州**

街路樹に若き女性の剪定師　**鵜澤洋州**

初売の酒蔵鉄扉ひろく開け　**片岡幹男**

松籟(しょうらい)のときおり高き漁始　**片岡幹男**

杖つきて先祖の墓に冬のバラ　**渡邊澄子**

子等帰り見上げし雲間凍てし月　**渡邊澄子**

ねんねこや耳こそばゆき嬰の寝息　**新井田美沙緒**

老杉の穂に星宿る淑気かな　**新井田美沙緒**

猪の跳び出しそうな賀状来る　**金井道子**

青海波眼下遍(あまね)く初句会　**金井道子**

お互の老いには触れず雑煮餅　**片岡昭男**

白壁に声のぶつかる寒稽古　**片岡昭男**

佗助に目白きている初景色　**緑川清子**

シクラメン我が晩年を恙なく　**緑川清子**

薄暗き早出の仕事冬の朝　**牧野まゆみ**

友からは励まし言葉の年賀状　**牧野まゆみ**

生きていることが極楽初日の出　**小髙利子**

草の息木の息かすか枯木立　**小髙利子**

真っ向に初日を据ゑし九十九里　**秋葉晴耕**

子等去りてなべてお飾納めけり　**秋葉晴耕**

墨の香や筆震わせし年賀状　**永井美代子**

凍(いて)雲や厚く動かぬ縞模様　**永井美代子**

鵜澤洋州　選

長 養 フェア

と　き　２月16日㈮　10:00～16:00
ところ　茂原ショッピングセンターアスモ センターコート
内　容　・中学部・高等部の作業製品の展示・頒布
・長養太鼓の演奏
問い合わせ　千葉県立長生養護学校 ☎42-2470

町民バドミントン大会

と　き　２月11日(日)　８：30集合
ところ　国民体育館　※当日受付可
申込み・問い合せ
生涯学習課 ☎33-2111（内422）

認知症予防講演会

と　き　２月10日㈯　13:00～16:00
ところ　長生合同庁舎４階会議室
内　容
①**講演**「今日からできる認知症予防」
講師　筑波大学教授 朝田　隆 氏
②認知症予防フリフリグッパー体操の実技
定　員　先着８０名
締切り　２月７日（水）
申込み・問い合わせ
長生保健所　地域保健福祉課
☎２２－５１６７

多重債務１１０番

千葉司法書士会では、金融、カード、住宅ローン等による多重債務者のための無料電話相談を行います。
面談を希望する場合は、事前に予約してください。
と　き　３月１０日㈯、１１日㈰
１０:００～１５:００
ところ　千葉司法書士会館
千葉市美浜区幸町2-2-1
(JR西千葉駅から徒歩10分)
※駐車場がないので公共の交通機関をご利用ください。
相談専用電話
☎０４３－２４３－４１４４
予約・問い合わせ
ちば司法書士総合相談センター
☎０４３－２０４－８３３３

教育講演会『３年Ｂ組 小山内先生』

と　き　２月１７日（土）　13:30～16:00（13:00開場）
ところ　槙の木学園　体育館　（睦沢町上市場693）
講　師　小山内 美江子氏（３年Ｂ組金八先生の脚本家）
演　題　『３年Ｂ組 小山内先生』～２１世紀を共に生きる～
入場料　無料（保育室有：無料）
参加・保育希望者は申込みが必要です。
申込み・問い合わせ　つくも幼児教室 ☎44-1214　槙の木学園 ☎44-1212

松くい虫防除薬剤の樹幹注入

松くい虫による被害を防除するため、庭木への薬剤樹幹注入を実施します。
希望される方は、産業課へお申込みください。
対象樹木　クロマツ、アカマツ等
薬 剤 名　ショットワン・ツー液剤（１回の注入で３年間有効）
費　　用　薬剤１本につき3,360円（手間代及び税込み）
※薬剤本数の目安　樹高１０～１５ｍの場合
胸高１１～１５㎝ …１本
１６～２５㎝ …２本
２６～３０㎝ …３本
※注意事項　あくまでも予防剤です。樹脂流出等異常がある松や枝葉が変色した松には効果がありません。また、樹勢が弱い松は避けてください。
締切り　２月１６日（金）
申込み・問い合わせ　産業課　☎３３－２１１１（内１４３）

乳幼児医療費助成の申請はお済みですか？

白子町に住民登録をしているお子さんが医療機関にかかった場合、保険診療による医療費の一部を助成しています。
この制度を利用するには**乳幼児医療費助成受給券**が必要です。まだ申請をされていない方は、お早めに保健福祉課保健係（健康管理センター）で手続きをして下さい。
対　　象：３歳未満児の通院及び入院
：満３歳から小学校就学前の幼児の入院
自己負担：入院は１日、通院は１回につき２００円
（但し、父母の住民税課税状況により無料となる場合があります）
※出生・転入の方は１か月以内に申請すれば、有効期間を出生日・転入日まで遡ることができます。１か月を過ぎますと申請日以降からの助成になりますのでご注意下さい。
問い合わせ　保健福祉課　保健係　☎３３－２１１１（内線５０１）

平成１９年度住民検診調査書の提出について

町では１月１日現在で住民登録をしている男性４０歳以上・女性１８歳以上の方のいる世帯に対して「住民検診調査書」をお送りしています。
この調査は**各種検診の対象者を把握する**と同時に、住民の皆様の**検診受診状況を把握する**ためのものでもありますので、町の検診を希望されない方も必ず提出して下さい。
締　切　り　２月９日(金)　※消印有効
提　出　先　健康管理センター
問い合わせ　保健福祉課　保健係　☎３３－２１１１（内線501・502）

春休み！映画鑑賞会

ディズニー映画『 カーズ 』

と　き　３月25日(日) 午前10時～
ところ　青少年センター(ホール)
　　入場無料
問い合わせ　生涯学習課
　　☎33-2111（内422）

町民ソフトテニス大会

と　き　２月10日(土) ８：30受付
ところ　ホテルニューオーツカ
　　テニスコート
　　（白潟保育所西側）
試合方法　中学生の部・一般の部の
　　男女個人戦
申込み　大会当日、会場で受付
　※雨天等の場合は翌日に順延。
問い合わせ　生涯学習課
　　☎33－2111(内422)

平成19年度訓練生募集

募集定員　住宅設備機器科　１５名
　　左官技術科　１５名
受　付　２月６日(火)～２８日(水)
選考日　３月９日(金)
※雇用保険受給資格者は
　職業安定所相談窓口へ
問い合わせ
　千葉県立長生高等技術専門校
　　☎３２－２１０２

総合労働相談コーナー

職場のトラブル解決のお手伝い!

　解雇や配置転換、賃下げ、セクハラ、いじめなど、労使間のトラブルで悩んでいませんか？
　お気軽にご相談ください。

■総合労働相談コーナー

（祝日を除く月～金 9:00～17:00）
○千葉労働局総合労働相談コーナー
　☎０４３（２２１）２３０３
○千葉駅前総合労働相談コーナー
　■０１２０（２５０）６５０
○茂原労働基準監督署内
　総合労働相談コーナー
　茂原市萩原町3-20-3　☎22-4551
千葉労働局ホームページ
　http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp

平成１９・２０年度分 長生郡市広域市町村圏組合 入札参加資格審査申請受付

申請期間　２月27日(火)～３月13日(火)（土・日を除く）
受付時間　９:00～11:30　13:00～16:00
　注）茂原市・長生郡内に本社・営業所等を有する者は
　　３月６日(火)までに手続きしてください。
申請方法　持参による
宛　　名　長生郡市広域市町村圏組合管理者　石　井　常　雄
有効期間　平成19年６月１日～平成21年５月31日
申請様式　千葉県様式又は全国統一様式に準じ色指定Ａ４ファイルで、
　表紙・背表紙に「平成19･20年度入札参加資格審査申請書」、
　「会社名」を記入すること。
　青…建設工事
　緑…建設資材
　黄…測量・設計・コンサルタント等
　桃…物品・委託等
※入札参加資格審査手続要項はホームページからダウンロードできます。
　アドレス　http://www3.ocn.ne.jp/~chosei/
提出・問い合わせ　長生郡市広域市町村圏組合事務局
　　総務課 工事管理室　☎23-0107

千葉県最低賃金が改正されました

最低賃金件名		改正後	発効日	改正前
千葉県最低賃金		６８７円	平成18年10月1日	６８２円
産業別最低賃金	調味料製造業(1)	７７５円	平成18年12月25日	７７１円
	鉄鋼業	８０６円	平成18年12月25日	８００円
	一般機械器具製造業(2)	７９４円	平成18年12月25日	７８９円
	電気機械器具・情報通信機械器具・電子部品・デバイス製造業(3)	７９１円	平成18年12月25日	７８６円
	精密機械器具製造業	７７６円	平成18年12月25日	７７１円
	各種商品小売業(4)	７５６円	平成18年12月25日	７５１円
	自動車(新車)小売業	７８６円	平成18年12月25日	７８１円

(1)は味そ製造業を除く。
(2)は事務用・サービス用・民生用機械器具製造業・その他の機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業及び縫製機会製造業のうち毛糸手編機械製造業を除く。
(3)は電球・電気照明器具製造業及び電気計測器製造業を除く。
(4)は衣食住にわたる各種商品を小売する事務所で、その事業所の性格上いずれかが主たる販売商品であるか判別できない事業所。
千葉労働局労働基準部賃金室　☎043-221-2328
24時間テレホンサービス　☎043-221-4700

くらしのこよみ

1/28〜3/3

日	月	火	水	木	金	土
1/28	29	30	31	2/1 不燃ゴミ(南) 資源ゴミ 乾 電 池(関) 未熟児健康相談 13:00〜14:00 (長生保健所) ☎22-5167	2	3
4	5 こころの健康相談 14:00〜15:30 (長生保健所) 予約制☎22-5167	6 エイズ検査 13:00〜14:00 (長生保健所)	7 心配ごと相談 9:00〜12:00(公) 事前連絡☎33-5746 1歳6か月児健診(健セ) 受付 13:00〜13:15 H17年5・6・7・8月生 (使用中の歯ブラシ、母子手帳)	8 粗大ゴミ(白) 不燃ゴミ(関) 不妊相談(要予約) 13:00〜15:00 (長生保健所) ☎22-5914	9 無料法律相談 予約開始9:00〜 ☎25-7830 (東上総県民センター)	10
11 建国記念日	12 振替休日	13 女性健康相談(内科) 13:30〜15:00 (長生保健所) 予約制☎22-5914 こころの健康相談 15:30〜16:30 (長生保健所) 予約制☎22-5167	14 心配ごと相談 9:00〜12:00(公) 事前連絡☎33-5746 保育所園庭開放 (9:30〜11:00) 人権・行政相談(要予約) 10:00〜15:00(役)	15 粗大ゴミ(南) 資源ゴミ(白) 乾 電 池 ママ・パパ教室① 受付13:00〜13:15 妊婦とその配偶者 (母子手帳持参)(健セ) 赤ちゃん教室(健セ) 受付 14:15〜14:30 H18年10・11・12月生 (母子手帳)	16 無料法律相談 13:00〜16:00 (東上総県民センター) 農地・農政相談 13:00〜15:30(役) 事前予約	17
18	19 こころの健康相談 14:00〜15:30 (長生保健所) 予約制☎22-5167	20 エイズ検査 13:00〜14:00 17:30〜19:00 (長生保健所)	21 心配ごと相談 9:00〜12:00(公) 事前連絡☎33-5746 ママ・パパ教室② 受付13:15〜13:30 妊婦とその配偶者 (母子手帳)(健セ)	22 不燃ゴミ(白) 粗大ゴミ(関) 資源ゴミ 乾 電 池(南)	23 交通事故巡回相談 10:00〜15:00 (茂原市役所)	24
25	26	27 こどもの発達相談 13:00〜16:00 予約制☎22-5167 (長生保健所)	28 心配ごと相談 9:00〜12:00(公) 事前連絡☎33-5746 女性健康相談 (産婦人科) 13:30〜15:00 (長生保健所) 予約制☎22-5914	3/1	2 **今月の納税** 固定資産税……第4期 国民健康保険税……第8期 2月28日までに納めましょう。	3

(役)…役場　(健セ)…健康管理センター　(公)…公民館　(青セ)…青少年センター

休日の当番医案内

(休日当番は午前9時〜午後5時まで)

☆当番医は変更になる場合があります。
消防本部通信指令課☎24-0119へお問い合わせください。

月 日	内 科	外 科	一宮地区
2月4日	にしざわ内科 20-3777	長生病院 34-2121	津谷クリニック 32-5645
2月11日	三枝医院 25-2203	武田メディカルクリニック 20-1910	長生診療所 32-3303
2月12日	金坂医院 22-4885	山之内病院 25-1131	長生八積医院 32-3282
2月18日	吉田医院 34-3045	宍倉病院 24-2171	よねもと整形外科 40-1065
2月25日	渡辺医院 27-7733	高田整形外科医院 22-0111	いちのみやクリニック 42-1616

夜間急病診療所

診療科目　内科・小児科　　茂原市八千代1−5−4（茂原消防署のうら）
診療時間　午後8時〜11時まで　　☎24−1011